

公益社団法人 日本人間ドック・予防医療学会定款

第1章 総則

第1条 (名称)

本法人は公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会(英文名 Japan Society of Ningen Dock and Preventive Medical Care) と称する。

第2条 (事務所)

本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第3条 (目的)

本法人は、人間ドック、健診および関連領域をはじめとした予防医療の質の向上と普及発展を使命とし、予防医療に関する学術の振興と高齢者の福祉の増進および勤労者の福祉の向上を主たる目的として、国民の健康増進の充実に寄与する。

第4条 (規律)

本法人は、社員総会が別に定める自主行動基準（倫理規定）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第5条 (公益目的事業)

本法人は、第3条の公益目的を遂行するために、次の事業を行う。

(1) 講座・講習・セミナー・育成等

- ① 予防医療に関する学術大会、講演会、研修会、講習会、委員会等の開催
- ② 学会誌、学術図書、ニュースの刊行
- ③ 国内外の関連諸学(協)会等との連絡ならびに支援・協力活動

(2) 技能検定・資格認定等

- ① 認定医・専門医制度の創設および整備ならびに資格付与に関する事業
- ② 人間ドック健診施設機能評価に関する事業
- ③ 人間ドック健診情報管理指導士等の育成に関する事業

(3) 人間ドック、健診および関連領域をはじめとした予防医療の調査・統計・資料収集

(4) 人間ドック、健診および関連領域をはじめとした予防医療の研究

(5) その他本法人の目的達成に必要な事業

2 前項の公益目的事業は、東京都および他の道府県で行う。

第6条 (その他の事業)

本法人は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

(1) 健診施設の他団体等への紹介や指定に関する事業

(2) 予防医療および人間ドック、健診の発展に資する研究等を支援する事業

(3) その他前号に定める事業に関連する事業

第7条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

第8条（種 別）

本法人会員の種別および資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 本法人の目的に賛同し、本法人の対象とする領域またはそれと関連ある領域において、専門の学識・技術または経験を有する者
- (2) 施設会員 本法人の目的に賛同し、本法人の対象とする領域に学術的に関心があり、健診等を実施している施設
- (3) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を後援する個人、法人または団体
- (4) 名誉会員 本法人に対して多大な功績があり、理事会により推薦された者
- (5) 功労会員 本法人に対して多年の功績があり、理事会により推薦された者

2 当法人の正会員は、個人会員および施設会員とする。

第8条の2（名誉会員・功労会員の選出）

名誉会員は本法人の発展に多大な功績のあった理事、監事、学術大会長経験者であり、理事会および社員総会の承認を得る。

2 功労会員は本法人の発展に多年の功労のあった社員であった者であり、理事会および社員総会の承認を得る。

第9条（入 会）

本法人の個人会員、施設会員、または賛助会員を希望する者は、所定の入会申込書に当該年度の会費を添えて申し込まなければならない。

2 前項の申し込みがあったときには、理事会は本法人資格の認定を行い、速やかにその者に結果を通知しなければならない。

第10条（会 費）

会員は、別に理事会で定められる会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第11条（権 利）

正会員は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)、(以下「一般社団・財団法人法」という。)に規定された次に掲げる権利を、第15条に定める社員と同様に本法人に対して行使することができる。

- (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 一般社団・財団法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)

- (6) 一般社団・財団法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 一般社団・財団法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 一般社団・財団法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 2 第 18 条に定める理事および監事はその任務を怠ったときは、本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ、免除することはできない。
- 3 正会員には、社員選任における投票権について、1 票を付与する。

第 12 条 (退 会)

会員が本法人を退会しようとするときは、理由を付して理事会あてに退会届を提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 成年被後見人、または被保佐人となったとき
 - (2) 死亡したとき、または失踪宣告を受けたとき
 - (3) 法人または団体の施設会員または賛助会員が消滅したとき
 - (4) 会費を 1 年以上支払わず、支払いの催告に応じないとき

第 13 条 (除 名)

会員が次の各号の一に該当するときは、総社員の半数以上であって、総社員の 4 分の 3 以上(委任状含む)の賛成による社員総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本法人の定款または規則に違反したとき
 - (2) 本法人の名誉を毀損し、または本法人の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合には、理事会の議決を経て当該会員に除名の決議を行う社員総会の 1 週間前までに通知するとともに、同社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 14 条 (会員資格の喪失に伴う権利および義務)

会員が第 12 条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返金しない。

第 3 章 社 員

第 15 条 (入社と任期等)

本法人は、正会員(施設会員の場合はその代表者)の中から選任された 200 名以上 300 名以内の正会員(以下「社員」)をもって一般社団・財団法人法に規定する社員とする。

- 2 社員は 2 年毎に改選を行い 47 都道府県または地域ブロックより正会員の割合に応じて選任し、その配分人数は別に定める。
- 3 正会員は社員に立候補できる。前項による 47 都道府県または地域ブロック配分定数を超えた場合は正会員による選挙を行う。その際、立候補した正会員は他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。

- 4 社員の任期は、選任の2年後に実施される選挙終了の時までとする。また補充によって選任された社員の任期は、退任した社員の任期の満了すべきときまでとする。加えて社員の再任を妨げない。
- 5 社員を選任するにあたり必要な細則は理事会において定めるが、理事、理事会は社員を選任することはできない。
- 6 社員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない、ただし当該社員は第19条の役員選任、第24条の役員解任、ならびに第29条の定款変更についての議決権を有しないこととする。

第16条（退社および除名）

社員は、いつでも退社することができる。

- 2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。
- 3 社員は、一般社団・財団法人法第29条各号の事由の発生により退社する。
- 4 社員は、正会員の資格を喪失したとき（施設会員の代表者の場合は当該施設会員資格を喪失したとき）は退社したとみなす。
社員が施設会員の代表者の場合は当該施設会員の代表者たる地位を喪失した場合も同様とする。

第17条（社員の職務）

社員は社員総会を構成し、第29条に定める事項を審議する。

第4章 役員等

第18条（種類および定数）

本法人に、理事30名以上40名以内、監事3名以内、学術大会長1名を置く。加えて、名誉理事長、顧問を若干名置くことができる。

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を理事長代行副理事長、4名以内を副理事長とする。
- 3 理事長および理事長代行副理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事となる。
- 4 副理事長は、一般社団・財団法人法上の業務執行理事となる。
- 5 学術大会長、名誉理事長および顧問は一般社団・財団法人法上の役員的位置づけとしないものとする。

第19条（選任等）

理事は社員の中から、監事は正会員（施設会員の場合はその代表者）の中から社員総会において選任する。ただし監事3名以内のうち、1名については会員以外から選任することができる。

- 2 監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事（2人以上いる場合は、その過半数）の同意を受けなければならない。
- 3 理事長、理事長代行副理事長および副理事長は理事会で選定する。
- 4 名誉理事長は理事長の職にかつてあった者で、本法人の発展に尽力した名誉会員であり、理事

長が指名し、理事会および社員総会の承認を得る。

- 5 学術大会長は、理事会の推薦により理事長が指名する。
- 6 理事長、理事長代行副理事長、副理事長、監事はそれぞれ相互に兼ねることができない。
- 7 各理事について、その理事および配偶者または三親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係ある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 9 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

第20条（理事等の職務・権限）

理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長代行副理事長および副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。また理事長に事故あるときは理事長代行副理事長が、その職務を代行する。
- 4 学術大会長は、学術大会を主宰する。

第21条（監事の職務・権限）

監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査することができる
- (2) 本法人の業務ならびに財産および会計の状況を監査することができる
- (3) 社員総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるすることができる
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告することができる
- (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる

第22条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期については、それぞれ退任した理事または監事の任期の満了するときまでとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、増員された理事の任期については、他の理事の任期満了のときまでとする。
- 5 理事または監事については、再任を妨げない。
- 6 学術大会長の任期は1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 7 任期中に会員資格を喪失した役員はその資格を失うものとする。

第23条 (役員の欠員)

理事または監事に欠員が生じた場合には、任期の満了または辞任により退任した理事または監事は、それぞれ新たに選任された理事または監事が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

- 2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了または辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

第24条 (役員の解任)

役員は、いつでも第35条に規定する社員総会の決議により、解任することができる。

第25条 (取引の制限)

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにする本法人との取引
 - (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第26条 (報酬等)

役員および社員は無給とする。ただし、役員は有給とすることができ、その額は社員総会の決議により定める。

- 2 役員および社員には費用を弁償することができる。
- 3 その他、第1項または第2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 社員総会

第27条 (種類)

本法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

第 28 条 (構成)

社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

第 29 条 (社員総会の権能)

社員総会は、次の事項および一般社団・財団法人法に規定する事項に限り決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任および解任ならびに理事の任期の短縮
- (3) 役員報酬等の額およびその支給基準
- (4) 一般社団・財団法人法第 113 条に規定する役員責任の一部免除
- (5) 定款の変更
- (6) 事業報告書の承認
- (7) 事業の全部または一部の譲渡、公益目的事業の廃止
- (8) 解散および継続
- (9) 合併契約の承認
- (10) 第 64 条第 2 項による残余財産の帰属の決定
- (11) 役員が社員総会に提出し、または提供した資料を調査する者の選任
- (12) 社員による招集の請求により招集された社員総会における、法人の業務および財産の状況を調査する者の選任
- (13) 計算書類および財産目録の承認

2 社員総会は、前項第 11 号または第 12 号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ社員総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

第 30 条 (開催)

定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
- (2) 社員現在数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

第 31 条 (招集)

社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは、各理事が臨時社員総会を招集することができる。

3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 社員総会の日時および場所
- (2) 社員総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はそ

の旨)を含む。)

(3) 社員総会に出席できない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項および議決権行使の期限

(4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法および代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

第 32 条 (招集通知)

理事長は、社員総会の日日の 2 週間前までに、社員に対して、前条第 3 項各号に掲げる事項(次項により社員総会参考書類に記載した事項を除く。)に記載した書面により、その通知を発しなければならない。

2 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知は、一般社団・財団法人法第 41 条第 1 項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- ① 社員総会参考書類
- ② 議決権行使書面

第 33 条 (議長)

定時社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故ある場合は、あらかじめ定めた順序により理事長代行副理事長、副理事長または他の理事がこれにあたる。

ただし、第 30 条第 2 項第 2 号の規定による臨時社員総会の議長は、臨時社員総会において出席社員の中から選出する。

第 34 条 (定足数)

社員総会は、社員現在数の過半数の出席(委任状による出席含む。)がなければ開会することができない。

第 35 条 (議決)

社員総会の決議は、社員総数の過半数が出席し、出席者の社員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、社員総数の半数以上でかつ議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項に規定する役員の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散および継続
- (7) 合併契約の承認

第 36 条 (議決権の代理行使)

社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

第 37 条 （書面による議決権行使）

社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席できない社員は、第 32 条第 2 項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 35 条の議決権の数に算入する。

第 38 条 （決議の省略）

理事または社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、社員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する社員総会の決議があったものとみなす。

第 39 条 （議事録）

社員総会の議事については、一般社団・財団法人法第 57 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

第 6 章 理事会

第 40 条 （構成）

本法人には、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 41 条 （権限）

理事会は、法律およびこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会により議決した事項の執行に関すること
- (2) 社員総会に付議すべき事項を決定すること
- (3) その他の会務の執行に関する事項
- (4) 理事長が必要と認めた事項

第 42 条 （開催）

理事長、理事長代行副理事長および副理事長は職務の執行状況を毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、理事会に報告しなければならない。

- 2 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第 21 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

第 43 条 （招集）

理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合および前条第 2 項第 4 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号または第 4 号前段の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは、各理事または監事が理事会を招集することができる。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、理事会は招集手続を経ることなく開催することができる。

第 44 条 （議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故ある場合は、理事長代行副理事長が行う。

第 45 条 （定足数等）

理事会は議決に加わることができる理事現在数の過半数の出席をもって成立する。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。
- 3 前項の決議には、議長は加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 46 条 （決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案した議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

第 47 条 （議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会員にその要旨を報告しなければならない。

- 2 前項の議事録に署名しまたは記名押印する者は、理事会に出席した理事長、理事長代行副理事長および監事とする。

第 7 章 会員集会

第 48 条 （年次会員集会）

全会員を対象とする会員集会を年 1 回開催する。

- 2 会員集会は理事長が招集する。
- 3 理事長、理事長代行副理事長または副理事長が会務を報告する。
- 4 その他会員集会実施等の細目については、理事会にて定める。

第8章 学術大会

第49条 (年次学術大会)

年次学術大会は、年1回、学術大会長が開催する。

第9章 基金

第50条 (基金の拠出)

本法人は、社員または第三者に対し一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

第51条 (基金の取扱い)

基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理および基金の返還等の取扱いについては、理事会の議決により別に定める「基金取扱い規定」によるものとする。

第52条 (基金の拠出者の権利に関する規定)

本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、定時社員総会の議決がなければ返還しない。

2 前項の規定にかかわらず本法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 本法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡ならびに質入および信託することはできないものとする。

第53条 (基金の返還手続)

基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議によるものとする。

第10章 会計および予算

第54条 (事業計画および予算)

本法人の事業計画書およびこれに伴う収支予算書ならびに資金調達および設備投資の見込みに関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の議決、承認を受けなければならない。

2 前項に規定する書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

第55条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

第56条 (事業報告および決算)

本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書（または正味財産増減計算書）は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会および社員総会の議

決、承認を受けなければならない。

2 前項に規定する書類は、当該事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第57条（剰余金）

本法人の決算において剰余金が生じた場合は、その剰余金を翌事業年度に繰り越し、分配はしないものとする。

第58条（長期借入金）

本法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会および社員総会の議決、承認を受けなければならない。

第59条（会計原則）

本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第11章 委員会

第60条（設置等）

理事長は、本法人事業目的を遂行するため、必要な委員会、部会を理事会の議決を経て設置し、その会を構成する委員を正会員または正会員以外の者に委嘱することができる。

第12章 事務局

第61条（事務局）

本法人の事務を円滑に処理するため、事務局を設置し、職員をおく。

2 事務局の組織および運営等に関しては、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

第62条（書類および帳簿の備付け等）

本法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。ただし他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備え付けたときはこの限りでない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 社員名簿

(4) 役員およびその他職員の名簿および履歴書

(5) 財産目録

(6) 理事会および社員総会の議事に関する書類

(7) 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状

(8) 社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書面

(9) 第38条に規定する社員総会の決議を省略した場合の同意書

(10) 第46条に規定する理事会の決議を省略した場合の同意書

(11) 会計帳簿

(12) 収支予算書および事業計画書および資金調達および設備投資に係る見込みを記載した書類

(13) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書（または正味財産増減計算書）収支決算書およ

び事業報告書ならびにこれらの附属明細書

- (14) 役員の報酬等の支給基準
- (15) 運営組織および事業活動の状況の概要およびそれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (16) 許認可および登記に関する書類
- (17) その他必要な書類および帳簿

第13章 定款の変更、合併および解散等

第63条 (定款の変更)

本法人の定款を変更するときは、第35条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。ただし、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(以下「公益法人認定法」という。)第11条第1項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第65条の規定はこれを変更することができない。

第64条 (解散および残余財産の帰属)

本法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第35条第2項に規定する社員総会による解散の決議があったとき
 - (2) 社員が欠けたとき
 - (3) 合併(当該合併により本法人が消滅する場合に限る)
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 裁判所による解散命令があったとき
- 2 本法人が解散等により清算するときに有する残余財産は前項第1号に定める決議により、本法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に寄付するものとする。

第65条 (公益目的取得財産残額の贈与)

行政庁が公益法人認定法第29条第1項もしくは第2項の規定による公益認定の取消処分をした場合において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、その取消の日から1ヶ月以内に類似の事業を目的とする公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 合併によりこの法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人または公益財団法人であるときを除く)において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、その合併の日から1ヶ月以内に類似の事業を目的とする公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 情報公開および個人情報の保護

第66条 (情報公開)

本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める「情報公開規定」による。

第 67 条 （個人情報の保護）

本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 68 条 （公告）

本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 15 章 付則等

第 69 条 （施行細則）

この定款施行について必要な細則は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

第 70 条 （付則）

本法人定款は、平成 17 年 4 月 25 日より施行する。

2 本法人定款は、平成 18 年 9 月 14 日より施行する。

3 本法人定款は、平成 20 年 12 月 1 日より施行する。

4 本法人定款は、平成 21 年 6 月 25 日より施行する。

5 本法人定款は、平成 21 年 9 月 1 日より施行する。

6 本法人定款は、平成 24 年 6 月 28 日より施行する。

7 本法人定款は、平成 26 年 6 月 19 日より施行する。

8 本法人定款は、平成 29 年 6 月 22 日より施行する。

9 本法人定款は、平成 30 年 6 月 21 日より施行する。

10 本法人定款は、2021 年 6 月 17 日より施行する。

11 本法人定款は、2024 年 4 月 1 日より施行する。